

もし、あなたにこんな事があれば、 少し勇気を出して相談してください。

障がい者への虐待は、次のようなものがあります。

身体的虐待

- 殴られる、蹴られる、などの暴力をふるわれる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる
- 柱や椅子やベッドに縛りつけられたり、部屋に閉じ込められる



性的虐待

- 無理やり性的な行為をさせられる
- キスや裸にされたり、身体を触られる
- わいせつな言葉を言われたり、わいせつな映像を見せられる



心理的虐待

- 「バカ」「あほ」など侮辱する言葉で怒鳴られたり、悪口を言われる
- 仲間はずれや子ども扱われる
- 人格をおとしめるような扱いをされる
- 話しかけているのに無視される



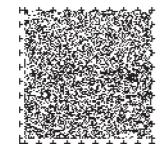
放棄・放置 (ネグレクト)

- 食事や水分を十分に与えられない
- あまり入浴させてもらえず、汚れた衣服を着替えさせてもらえない
- 室内の掃除が行われず、ごみが放置されたままになっている
- 学校へ通わせてもらえない
- 必要な福祉サービスを受けさせてくれない



経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡されない、また使わせてくれない
- 本人の同意なしに預貯金を処分されている
- 年金や賃金を渡してくれない

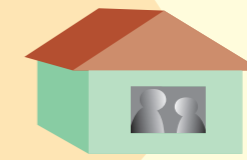


ここに書かれていないことでも、あなたが困っていたり、悩んでいたたり、心配ごとがあれば、相談してください。

障害者虐待防止法は、広く虐待を禁止していますが、 特に次の3種類について定めています。

養護者による虐待

障がい者の身の周りの世話や金銭管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待の事です。



使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主による虐待の事です。



障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所等で働いている職員による虐待の事です。



障がい者虐待の対象になる人は

- 身体の機能に障がいがある人 (身体障がい)
 - 知的な発達に遅れがある人 (知的障がい)
 - 精神の疾患がある人 (精神障がい) ・発達障がいがある人
 - その他の心身の機能の障がいがある人 (難病患者等も含む)
- これらの障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける人です。 ※障がい者手帳を持っていない人も含まれます。

周りの皆さんへ

皆さんの通報が、早期発見・対応につながります。

- 「もしかして虐待を受けているのかも…」と疑わしい場合でも、通報することが大切になります。
- 障害者虐待防止法では、障がい者虐待を受けたと思われる人を見つけた場合は、通報する義務があります。また、市町村は相談・通報等の窓口である「障がい者虐待防止センター」を設置しています。
- 周りの皆さんが虐待の疑わしい場面を見かけた時や、障がい者の方が虐待で悩んでいることを知った場合はお近くの市町村障がい者虐待防止センターへ通報してください。ご協力をお願いします。

